

高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月26日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第20号

高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程の一部を改正する規程

高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程（平成12年高知県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「工業用水道有料駐車場」を「工業用水道事業有料駐車場」に改める。

第1条中「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例」を「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場料金徴収条例」に改める。

第2条中「工業用水道有料駐車場」を「工業用水道事業有料駐車場」に、「次の表に定めるとおり」を「1月1日から12月31日までの期間で、終日」に改め、同条の表を削る。

第3条中「駐車場施設」を「有料駐車場」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「駐車場施設」を「有料駐車場」に、「駐車場施設利用許可申請書」を「有料駐車場利用許可申請書」に改める。

第6条中「駐車場施設」を「有料駐車場の」に、「駐車場施設利用（変更・更新）許可書」を「有料駐車場利用（変更・更新）許可書」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「駐車場施設」を「有料駐車場」に改める。

第8条第1項中「駐車場施設」を「有料駐車場の」に、「駐車場施設利用変更許可申請書」を「有料駐車場利用変更許可申請書」に改め、同条第2項中「駐車場施設の」を「有料駐車場の」に、「駐車場施設利用（変更・更新）許可書」を「有料駐車場利用（変更・更新）許可書」に改める。

第9条第1項及び第3項中「駐車場施設」を「有料駐車場」に改め、同条第4項中「駐車場施設の」を「有料駐車場の」に、「駐車場施設利用（変更・更新）許可書」を「有料駐車場利用（変更・更新）許可書」に改める。

第10条中「駐車場施設」を「有料駐車場」に改める。

第11条中「駐車場施設」を「有料駐車場の」に、「駐車場施設利用廃止届」を「有料駐車場利用廃止届」に改める。

第12条第1号中「駐車場施設」を「有料駐車場」に改める。

第13条第1項第1号中「駐車場施設」を「有料駐車場」に改め、同項第2号中「駐車場施設又は洗車場施設」を「有料駐車

場」に改め、同条第2項中「駐車場施設等料金還付請求書」を「有料駐車場料金還付請求書」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「前項本文」を「前項」に、「駐車場施設等料金還付決定通知書」を「有料駐車場料金還付決定通知書」に改める。

第14条第1項第2号中「、洗車場施設」を削る。

別記第1号様式中「駐車場施設利用許可申請書」を「有料駐車場利用許可申請書」に「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程」を「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場管理規程」に、「駐車場施設の利用」を「有料駐車場の利用」に改め、同様式注中「駐車場施設」を「有料駐車場」に改める。

別記第2号様式中「駐車場施設利用（変更・更新）許可書」を「有料駐車場利用（変更・更新）許可書」に、「駐車場施設の利用」を「有料駐車場の利用」に、「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程」を「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場管理規程」に、「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例」を「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場料金徴収条例」に改める。

別記第3号様式中「駐車場施設利用変更許可申請書」を「有料駐車場利用変更許可申請書」に、「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程」を「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場管理規程」に、「駐車場施設の利用」を「有料駐車場の利用」に、「駐車場施設利用許可書」を「有料駐車場利用許可書」に改める。

別記第4号様式中「駐車場施設利用廃止届」を「有料駐車場利用廃止届」に、「駐車場施設の利用」を「有料駐車場の利用」に、「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程」を「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場管理規程」に、「駐車場施設利用許可書等」を「有料駐車場利用許可書等」に改める。

別記第5号様式中「駐車場施設等料金還付請求書」を「有料駐車場料金還付請求書」に、「駐車場施設等の」を「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場料金徴収条例第5条ただし書の規定に基づき有料駐車場の」に、「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程第13条第1項」を「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場管理規程第13条第2項」に、「駐車場施設利用許可書等」を「有料駐車場利用許可書等」に改める。

別記第6号様式中「駐車場施設等料金還付決定通知書」を「有料駐車場料金還付決定通知書」に、「駐車場施設等の」を「有料駐車場の」に、「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程」を「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場管理規程」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程別記様式は、この規程による改正後の高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場管理規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

議 会 規 則

高知県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

高知県議会議長 浜田 英宏

高知県議会規則第1号

高知県議会会議規則の一部を改正する規則

高知県議会会議規則（昭和54年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第98条第1項中「その他必用な」を「その他必要な」に改める。

第125条第1項の表を次のように改める。

名称	目的	構成員	招集権者
各派代表者会	議会の活動、運営等の基本的事項及び図書室の運営に係る事項に関し協議及び調整を行うこと。	議長、副議長及び各会派を代表する議員	議長
高知県議会災害対策本部会議	県内での大規模災害の発生に際し、議会としての対応を協議すること。	全議員	議長
高知県議会災害対策本部員会議	高知県議会災害対策本部会議の運営及び協議事項の調整等を行うこと。	議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派を代表する議員	議長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第25号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の表中「6,400円」を「8,000円」に、「6,000円」を「7,500円」に、「3,400円」を「4,250円」に、「2,400円」を「3,000円」に、「1,200円」を「1,500円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、平成26年10月1日から適用する。



期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第26号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中「別表第1の1の職員欄」を「別表第1の1の表の職員欄」に改め、同項第2号中「別表第1の2の職員欄」を「別表第1の2の表の職員欄」に改め、同条第2項第1号中「別表第1の1の職員欄」を「別表第1の1の表の職員欄」に、「同表の加算割合欄」を「同表の1の表の加算割合欄」に改め、同項第2号中「別表第1の2の職員欄」を「別表第1の2の表の職員欄」に、「同表の加算割合欄」を「同表の2の表の加算割合欄」に改める。

第4条の4中「同表の2の職員欄」を「同表の2の表の職員欄」に改める。

第6条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第6条の9中「人事委員会が」を「人事委員会が別に」に改める。

第13条第1項第1号中「100分の76.5以上100分の130以下」を「100分の88.5以上100分の150以下」に、「100分の101.5以上100分の170以下」を「100分の113.5以上100分の190以下」に改め、同項第2号中「100分の70以上100分の76.5未満」を「100分の81

以上100分の88.5未満」に、「100分の92.5以上100分の101.5未満」を「100分の103.5以上100分の113.5未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の63.5」を「100分の73.5」に、「100分の83.5」を「100分の93.5」に改め、同条第2項中「人事委員会の」を「人事委員会が別に」に改め、同条第3項中「人事委員会が」を「人事委員会が別に」に改める。

第13条の2第1項中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第13条の3中「人事委員会が」を「人事委員会が別に」に改める。

別表第1の1の表中「すべての」を「全ての」に改め、同表の1の表備考中「必要と」を「必要があると」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定は、平成26年12月1日から適用する。